

リスク管理規程を次のように定める。

平成 28 年 1 月 15 日

日本司法支援センター
理事長 宮 崎 誠

リスク管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本司法支援センター（以下「センター」という。）のリスク管理体制を整備し、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図ることにより、センターの業務の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「リスク」とは、センターの使命及び目標の達成を阻害する次に掲げる要因をいう。

- 一 法令等の遵守に関するもの
- 二 財務報告に関するもの
- 三 情報システムに関するもの
- 四 事務手続に関するもの
- 五 災害・事件等に関するもの
- 六 その他センターの業務遂行に関するもの

2 この規程において「リスク管理」とは、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図ることをいう。

(役職員の責務)

第 3 条 役員及び職員（以下「役職員」という。）は、その職務の遂行に当たり、リスク管理に努めなければならない。

2 職員は、リスクが発生した場合（リスクの発生が回避できない場合を含む。以下同じ。）には、次条第 3 項に規定するリスク管理責任者に速やかに報告しなければならない。

(リスク管理体制)

第 4 条 センターにおけるリスク管理については、理事長がこれを指揮し、最終的な責任を有する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、リスク管理総括管理者として、リスク管理を総括する。

3 理事長は、リスク管理を適正に行うため、リスク管理責任者を次のとおり置く。

- 一 本部 事務局長
- 二 地方事務所 地方事務所長

三 コールセンター コールセンター長

(リスク管理に関する委員会)

第5条 理事長は、センターの運営に係るリスク管理について、内部統制推進委員会（以下「委員会」という。）をもって担わせる。

(委員会の任務)

第6条 委員会は、次の事項について検討及び審議を行い、その結果を理事長に報告する。

- 一 センター全体で対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策のとりまとめ及び当該対応策の推進状況の点検に関する事項
 - 二 リスクが発生した場合であって、業務運営への影響等が大きいと認められるもの（以下「重大なリスクの発生」という。）の再発防止に関する事項
 - 三 その他委員会が必要と認めた事項
- (重大なリスクの発生時の通報等)

第7条 職員は、重大なリスクの発生を認知したときは、速やかに必要と認められる範囲内の初動対応及びリスク管理責任者への通報を行う。

- 2 通報を受けたリスク管理責任者は、リスク管理総括管理者を通じて理事長に通報する。
- 3 通報に当たっては、迅速性を優先し、臨機の措置をとることとする。

(重大なリスクの発生への対応)

第8条 理事長は、センター全体として取組むべき重大なリスクの発生が認められる場合には、これを解決するために必要な措置を迅速かつ的確に講じる。

- 2 理事長に事故があるときは、リスク管理総括管理者又はリスク管理責任者がその職務を代理するなど臨機応変に対応する。
- 3 理事長は、解決策を講じたときは、速やかに内部統制推進委員会に報告する。
- 4 センターは、重大なリスクの発生が認められたときには、適切な手段を選んで公表する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、リスク管理に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年1月15日から施行する。